

犯罪被害者等

不幸にして犯罪の被害に遭われた方やその家族、遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックや経済的困窮、周囲の人の配慮のない対応など、様々な事件後に直面する問題に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害から平穏な生活を取り戻していく上で必要な配慮や支援の重要性について、私たち一人ひとりが理解を深めていくことが大切です。

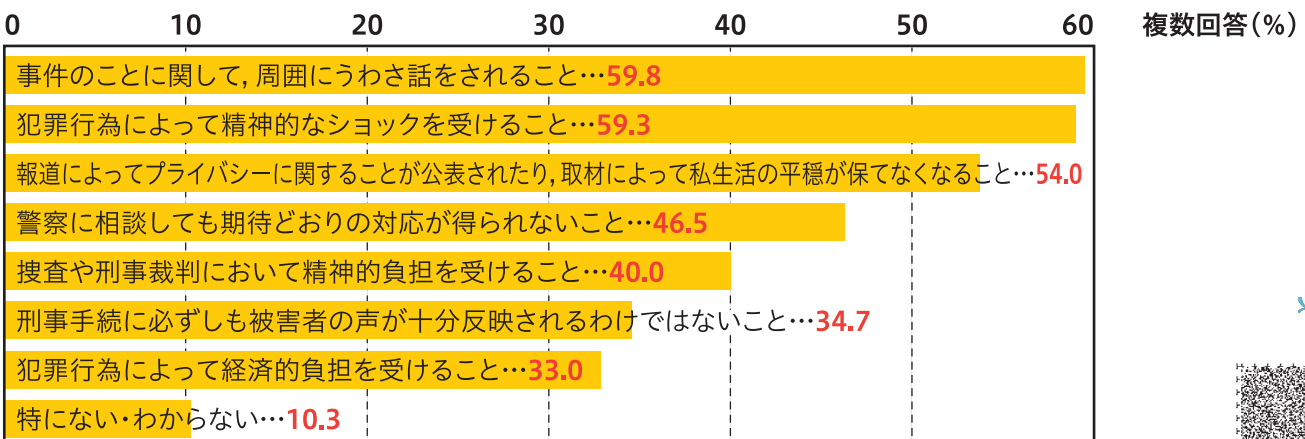
犯罪被害者等の抱える様々な問題

<p>直接的被害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命を奪われる(家族を奪われる) ● 身体を傷つけられる ● お金や物などの財産を奪われる
<p>事件後に 直面する問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身の不調(事件・事故に遭ったことによる精神的ショック・身体の不調) ● 生活上の問題(治療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮) ● 周囲の人の言動による傷つき(安易な励ましや無責任なうわさ話、過剰なマスコミの取材・報道によるストレス・不快感) ● 加害者からの更なる被害(加害者からの報復などの危害に対する不安や恐怖、加害者の不誠実な言動による苦痛) ● 捜査、裁判に伴う負担(捜査や裁判の過程における精神的・時間的な負担)

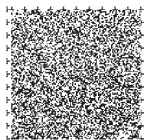
また、次のような症状は、年月が経ってから現れることがあります。

- 事件・事故のことが頭から離れない
- 恐怖・不安を強く感じる
- 人に会うのがつらい
- 自分を責め続ける

● 犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)



犯罪被害者等支援について

平成17(2005)年4月に犯罪被害者等に関する基本理念を定めた「犯罪被害者等基本法」が施行され、令和3(2021)年3月には、「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

本県では、国、市町などの関係機関や民間被害者支援団体などと連携して、保健・医療・福祉サービスや、住居・雇用・労働・教育など多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的に推進しています。

私たちにできること

被害に遭った直後の多くの方は、気持ちが動転していて、何をすればよいのか、判断できない状態にあります。そんなとき、信頼できる周囲の人の支えが、大きな助けになります。

ただし、そっとしておいてほしい犯罪被害者等もおられます。

私たちにできることを探してみましよう。

もしも犯罪の被害に遭ったら～ひとりで悩まないで～

県内を中心とした関係機関・団体が行っている様々な支援の内容や連絡先等の情報を掲載した「犯罪被害者支援ハンドブック」を広島県ホームページでご覧いただけます。[広島 犯罪被害者支援 ハンドブック](#)で検索

公益社団法人広島被害者支援センター

犯罪被害者等のサポートを行っています。

■相談電話／082-544-1110

■場所／広島市中区紙屋町2丁目2番18号(サンモール5階) ■相談日／月～土

■受付時間／9:00～17:00(祝日, 8/13～16, 12/28～1/4を除く。) ※面接相談は予約が必要です。

性被害ワンストップセンターひろしま(平成28年8月30日開設)

性被害に遭われた方が、被害を抱え込まず、プライバシーを守られながら安心して、電話相談や面接相談を受けることができます。

また、医療措置(緊急避妊薬投与, 性感染症検査など)や心理カウンセリング, 法律相談を希望により受けることもできます。(これらに対する公費負担制度もあります。)

■相談電話／082-298-7878 で検索

■受付時間／24時間365日 どんな小さな悩みでも結構です。まずは、お電話ください。

広島県警察

今後の対処方法についてのアドバイスや情報提供をしています。

■警察安全相談電話／082-228-9110 又は, #9110

■性犯罪相談電話／082-222-1989 又は, #8103

■受付時間／いずれも月～金 8:30～17:15

祝休日, 12/29～1/3及び上記以外の時間は, 担当者以外が対応する場合があります。

※緊急の場合や事件の通報は, 110番又はお近くの警察署へ